

久米島町フィッシャリーナ利用者 各位

久米島町長 桃原 秀雄  
【 公 印 省 略 】

## 久米島町フィッシャリーナの利用状況調査及び適正管理について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本町ではこの度、久米島町フィッシャリーナの適切な管理に向けて、係留施設及び駐艇場の利用状況調査を実施致しました。

調査の結果、以下のとおり一部不適切な利用が確認されましたので、当該船舶の所有者（使用者含む）におかれましては、速やかに対処いただきますようお願い申し上げます。

### □調査方法及び調査日

令和5年4月27日、現地において船舶毎に目視による確認及び過去の管理日誌及び資料の照合を行った。

### □調査結果

係留施設及び駐艇場において、船舶検査の有効期限切れ（有効な船舶検査済票の貼付忘れ含む）及び長期間、利用されていない船舶並びに使用許可申請が行われていない船舶が数艇、確認された。

### □所有者に求める対応

#### ・船舶検査の有効期限切れの船舶

⇒速やかに船舶検査を受けてください。既に検査済の場合は速やかに有効な船舶検査済票を船体両側に貼付して下さい。船舶検査を受けない場合は、速やかに当該船舶をフィッシャリーナ外へ移動させてください。

#### ・長期間、利用されていない船舶（船検切れ含む）

⇒当該船舶を速やかにフィッシャリーナ敷地外へ移動させてください。

#### ・使用許可申請の手続きが行われていない船舶

⇒速やかに使用許可申請書に有効な船検証（写）を添付し、申請手続きを行ってください。（添付がない場合は不許可となります。）

※船検切れの船舶を航行させることは法律違反となり処罰の対象となります。また、船検切れの状態や使用許可申請を行わず船舶を留め置くこと条例違反となり、フィッシャリーナの管理運営に大きな支障を来すほか、町の観光地のイメージダウンにもつながります。フィッシャリーナの適正な利用に向けて皆様のご理解とご協力をお願いします。